

「前橋市犯罪被害者等支援条例」制定に係るパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和3年8月23日（月）から 令和3年9月17日（金）まで

2 意見提出者数及び意見数

- ・意見提出者数：15人（連名での提出あり）
- ・意見提出件数：13件（左のうち同様意見：8件）

3 意見及び市の考え方

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいたご意見に対する市の考え方を公表します。今回いただいたご意見を参考に、「前橋市犯罪被害者等支援条例」を制定させていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方
1	県内で条例を制定しているのは、群馬県と大泉町の2自治体のみ。条例を制定し、犯罪被害者支援に率先して取り組んでいただくとともに、県内自治体をリードしていただきたい。	条例を制定することにより、犯罪被害者支援施策の充実を図るとともに、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を目指し取り組んでいきたい。また、犯罪被害者支援について、理解や関心が深まるよう周知・啓発に取り組んでいきたい。
2	見舞金の給付を検討されているようだが、死亡、傷害だけでなく心の疾患も対象としていただきたい。	犯罪被害に遭われた方の苦痛は様々であることが想定されることから、見舞金の対象として、身体の傷害だけでなく、心の疾患についても対象とするよう、検討を進めている。
3	犯罪被害者への支援者、生活費の補助が必要。また周囲の人たちが犯罪被害者への理解が進むよう努めてほしい。	犯罪被害に遭われた方に対して、必要な支援が行えるよう関係機関や民間支援団体と連携して取り組むとともに、経済的支援として見舞金の給付を検討している。また、犯罪被害者支援について、周囲の方の理解が深まるよう周知啓発に取り組んでいきたい。
4	市内在住者が市外で被害に遭った場合、本市条例が適用されるのか。	支援対象者については、犯罪被害者及びその家族または遺族で、市内に住所を有する人を考えており、市外で被害に遭ってしまった場合も適用となるよう検討を進めている。
5	交通事故被害者は犯罪被害者として適用されるのか。	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為について、適用になるように検討しており、通常の交通事故の被害者は適用外となると考えている。なお、交通事故に関する相談については、公的な相談機関を案内していきたい。

※とりまとめの都合上、意見等の内容は適宜要約しています。